# 船橋市ゼロカーボンシティ推進地域協議会

# マスコットキャラクター等使用のルール

令和８年９月１日修正

## ６つの約束を守ってね！

１　営利目的での使用はできないよ！

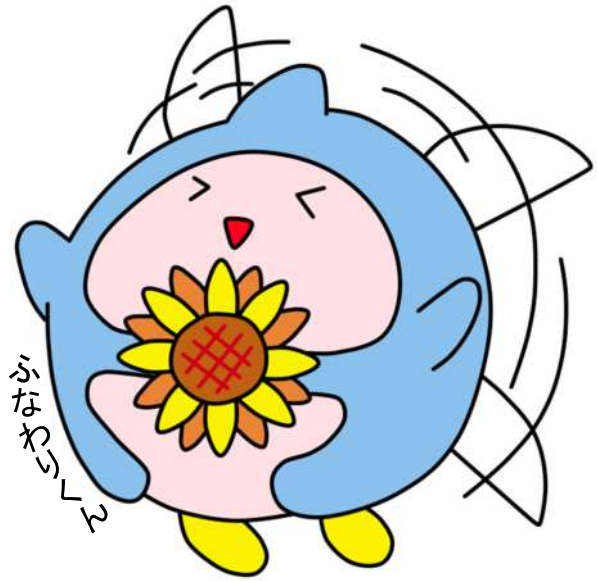
２　使用の申請をしてね！

３　決まったデザインを使ってね！

４　色を変えないでね！

５　形を変えないでね！

６　名前の標記は任意だよ！



# 1　営利目的での利用はできません。

営利を目的としないで、個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において、「ふなわりくん」等を無料で使用することができます。

ただし、左のいずれかに該当する場合は利用できません。

⑴　法令及び公序良俗に反し、又はそのおそれがあるとき。
⑵　特定の個人、政治、思想若しくは宗教の活動に利用し、又はそのおそれがあるとき。
⑶　協議会又はその会員の品位を傷つけ、又はそのおそれがあるとき。

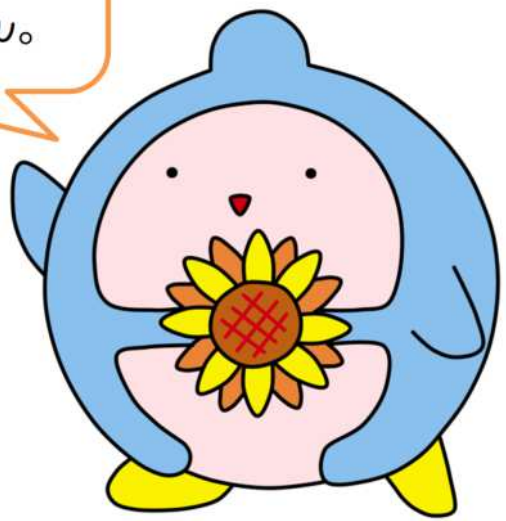


# ２　使用の申請をしてください。

「ふなわりくん」等を使用する場合は、申請が必要です。申請書は、協議会ホームページからダウンロードするか、事務局までご連絡ください。

⑴　協議会及びその会員が営利を目的としないで使用するとき。
⑵　学校等が教育の目的で使用するとき。
⑶　船橋市内の町内会等の住民組織が、地域への奉仕活動、地域活性化、又は地球温暖化対策につながる活動において使用するとき。
⑷　報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき。
⑸　その他、会長が適当と認めたとき。

ただし、左のいずれかに該当する場合は申請書の提出は必要ありません。



# ３　決まったデザインを使ってください。

「ふなわりくん」等は利用できるデザインが決まっています。

利用できるデザインは、協議会ホームページからダウンロードできます。



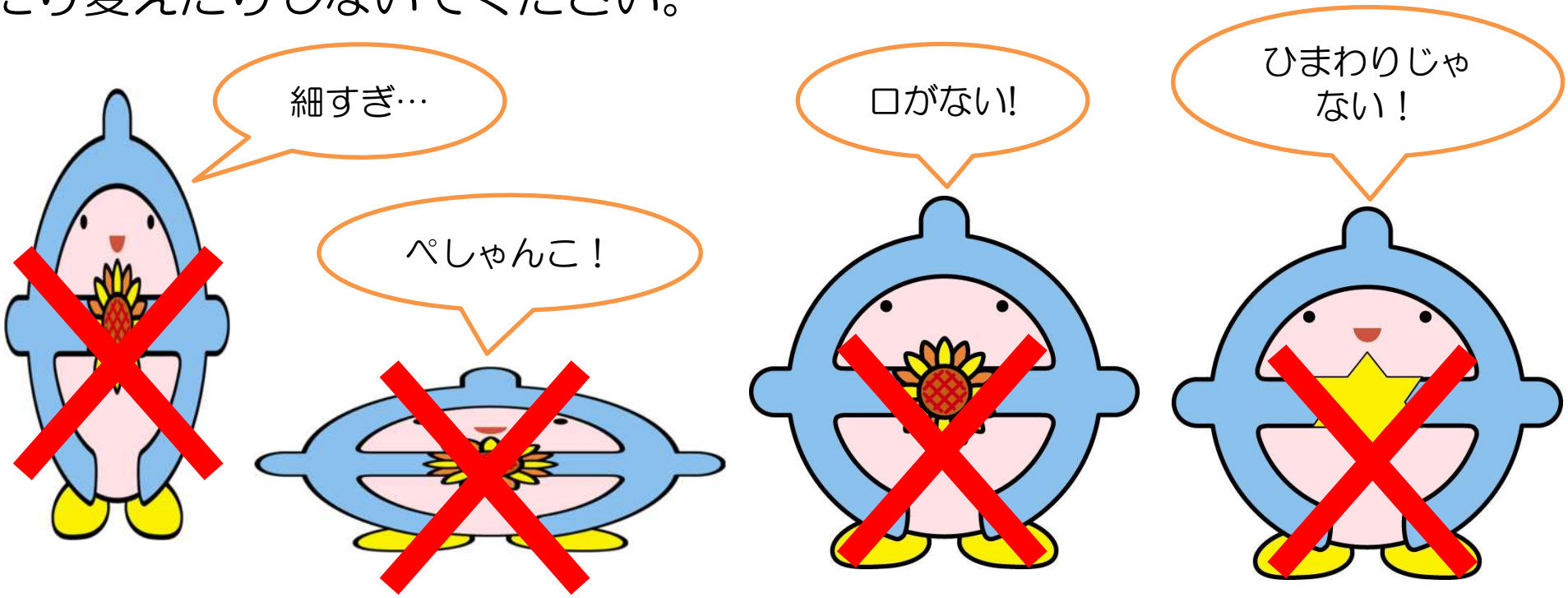
# ４　色を変えないでください。

「ふなわりくん」等の色は変えないでください。

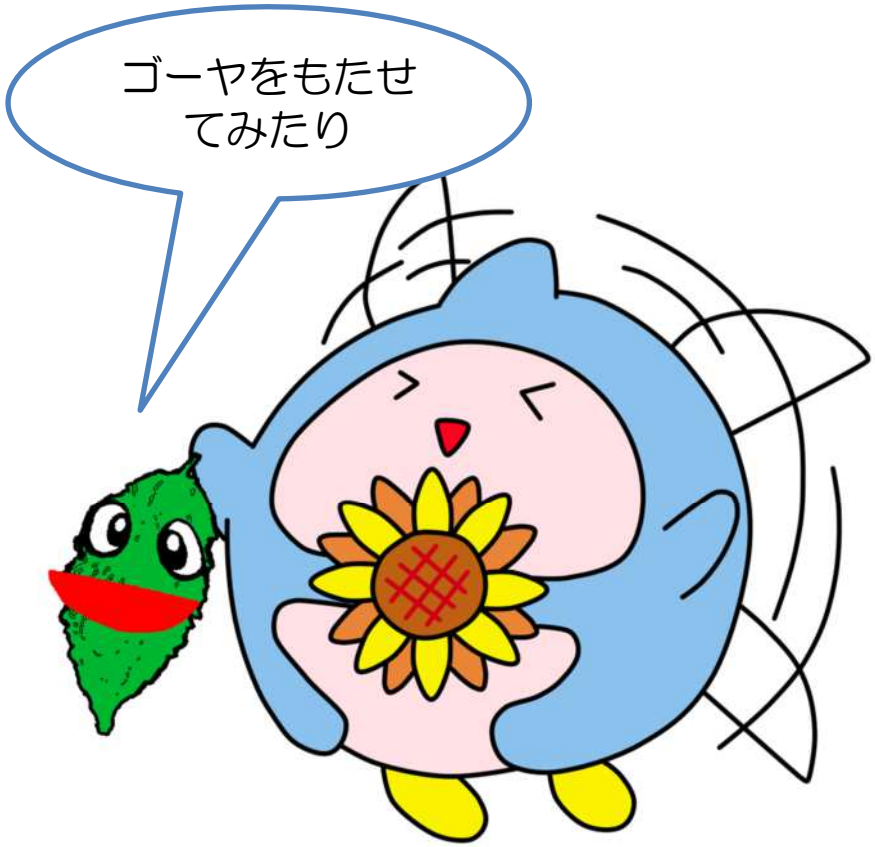


# 5　形を変えないでください。

たて・よこの比率を変えたり、「ふなわりくん」等の図形の一部を省略したり変えたりしないでください。



なお、ふなわりくんに何かを持たせたり、ほかの図形等を重ねたりすることができます。







ロゴマークは、
そのままで使ってね！

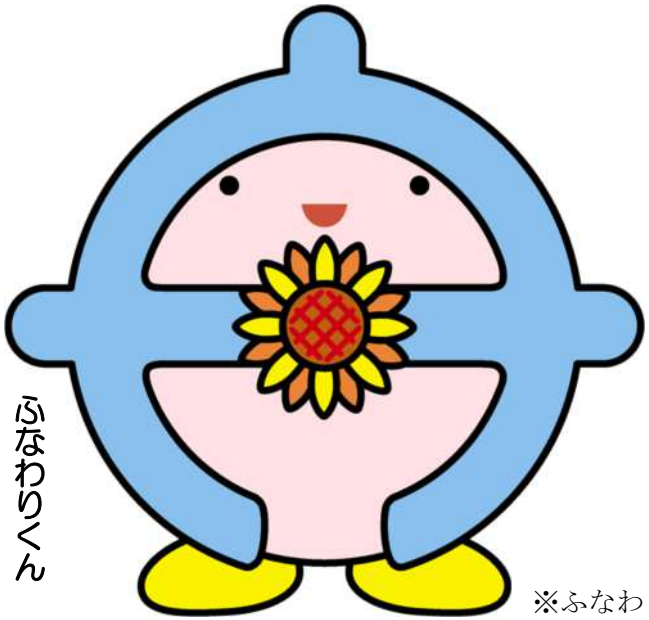
# ６　名前の標記は任意です。

名前の標記は任意ですが、マスコットキャラクターや協議会の名前の普及のため、
できるだけ標記をお願いします。
標記をする場合は「船橋市ゼロカーボンシティ推進地域協議会キャラクターふなわりくん」
と標記してください。

デザインの関係で標記の全部が入らない場合は、
「ふなわりくん」（ローマ字可）の標記だけでも
OK です。



ただし、ふなわりくんを協議会以外の団体名等と一緒に使用する場合は、必ずどこかにふなわりくんが協議会のマスコットキャラクターだとわかるように標記してください。




○○町会

緑のカーテン参加者募集中！

参加希望の方は・・・

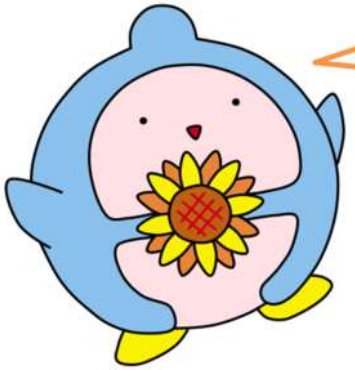
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

※ふなわりくんは船橋市ゼロカーボンシティ推進地域協議会のキャラクターです。

文末にいれるなど
してください。

# Q&A

Q「事業者です。ふなわりくんを使用することはできますか?」



A　営利目的でなければ、使用ができます。申請書を、事務局まで提出してください。
なお、協議会会員であれば、申請書の提出は必要ありません。

Q「ふなわりくんのデザインは、どこで手に入りますか?」

A　協議会のホームページからダウンロードができます。
インターネットが利用できない場合は、事務局までご相談ください。



その他にもわからないことがあったら、事務局に聞いてネ！



【お問い合わせ】

船橋市ゼロカーボンシティ推進地域協議会（愛称：ふなエコ）事務局

（事務局：船橋市環境政策課ゼロカーボンシティ推進室）

〒２７３－８５０１　＊住所不要（部署名は必ず明記してください）

ＴＥＬ　０４７－４３６－２４６５　ＦＡＸ　０４７－４３６－２４８７

電子メールアドレス　zerocarbon@city.funabashi.lg.jp